

○厚生労働省告示第二百六十七号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月十四日

厚生労働大臣 上野賢一郎

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改訂後

番号	疾患 コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)						
586から 593まで	(略)	(略)	(略)		(略) (略) なし J041, サルグラモスチム, J045, J026-4 ニンテダニブエタン スルホン酸塩, ネラ ンドミラストなし	
					1あり ニンテダニブエタン スルホン酸塩, ネラ ンドミラスト	
					(略) (略)	
(略)						
1501及び 1502	(略)	(略)	(略)		なし 乾燥ポリエチレングリ コール処理人免疫グロ ブリン, ポリエチレン グリコール処理人免疫 グロブリン, pH4処理 酸性人免疫グロブリン, J039, 全身麻酔, J045 なし	
					2あり 乾燥ポリエチレングリ コール処理人免疫グロ ブリン, ポリエチレン グリコール処理人免疫 グロブリン, pH4処理 酸性人免疫グロブリン	
(略)						

改訂前

番号	疾患 コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)						
586から 593まで	(略)	(略)	(略)		(略) (略) なし J041, サルグラモスチム, J045, J026-4 ニンテダニブエタン スルホン酸塩なし	
					1あり ニンテダニブエタン スルホン酸塩	
					(略) (略)	
(略)						
1501及び 1502	(略)	(略)	(略)		なし 乾燥ポリエチレングリ コール処理人免疫グロ ブリン, J039, 全身麻酔, J045なし	
					2あり 乾燥ポリエチレングリ コール処理人免疫グロ ブリン	
(略)						

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

必 出 途

改 正 箇

別表 1

	薬剤	番号
(略)		
74	チルゼパチド（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 8 年 5 月 18 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 13 項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	417 及び 418
75	ベンラリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 8 年 5 月 18 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 13 項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2036 から 2039 まで
76	アレクチニブ塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 8 年 5 月 18 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 13 項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	4 から 8 まで、14 から 18 まで、25 から 28 まで、33、34、317、320、383 から 387 まで、389、394 から 397 まで、402、458 から 461 まで、463、477 から 480 まで、492、493、502、503、505、515 から 517 まで、520、660、894 から 897 まで、901 から 904 まで、909、913 から 915 まで、921 から 923 まで、932 から 934 まで、940、941、948 から 951 まで、957 から 962 まで、967 から 970 まで、975、976、982 から 986 まで、993 から 996 まで、1000、1001、1005 から 1008 まで、1012、1021 から 1023 まで、1030、1040、1044、1047、1056 から 1058 まで、1063、1064、1068 から 1070 まで、1296、1299、1301、1303、

別表 1

	薬剤	番号
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

		<u>1304、1308、1309、 1311、1312、1314、 1315、1320、1321、 1475、1480、1481、 1484、1526から1531ま で、1537から1540ま で、1552、1554、 1562、1564、1593、 1596、1600、1650から 1652まで、1655、 1656、1658、1660、 1665、1668、1670、 1672、1676、1677、 1681、1682、1685、 1688、1689、1694、 1698、1699、1707、 1708、1710、1717、 1718、1724、1725、 1727、1728、1811、 1812、1818から1821ま で、1824、1828、 1833、1834、1840、 1842、1843、1847、 1848、1851、2445及び 2447</u>			
<u>77</u>	<u>ネランドミラスト（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年5月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>587から589まで及び591から593まで</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>78</u>	<u>リソバリシブメシル酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>1811、1812、1818から1820まで及び1824</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>79</u>	<u>ニバドストロセル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和8年4月3日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>1503</u>	(新設)	(新設)	(新設)

80	<u>ナドファラゲン フィラデノベク（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和８年５月８日に、医薬品医療機器等法第23条の25第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>1688、1689、1694、1698及び1699</u>	(新設)	(新設)	(新設)
----	---	----------------------------------	------	------	------

附 則

この告示は、令和八年七月十五日から適用する。